

短期集中講座 GST解説

デロイトトーマツ税理士法人

第2回(全7回) : GSTにおける新規概念と手続きについて

国家連合であるインドは、連邦制度に従い中央政府と州政府の間で権限の配分を行っている。財政権限は、インド憲法の下で中央政府と州政府の間で分けられている。

GST導入以前は、中央政府には製品の製造(数少ない例外を除く)とサービスの提供について税金を課す権力が与えられ、一方州政府には製品の販売時に税金を課す権限が与えられていた。輸入および輸出については中央政府が関税を課税する権限があった。

インドにおいてGSTの導入に伴い、中央物品税(Central excise duty)、追加物品税(additional excise duties)、サービス税(Service tax)および複数の付加税(cess)とサーチャージ等のような税目は中央GST(CGST)に組み込まれる一方、付加価値税(VAT)、中央販売税(Central Sales Tax)、各種州レベルで課税されていた税金とサーチャージ、入境税(entry tax)、オクトロイ(octroi)、遊興税(Entertainment tax、現地当局が徴収するものを除く)、購入税、贅沢税等のような税目は州GST(SGST)に組み込まれることになった。

新しく導入されたコンセプト

全く新しいGST制度が導入されたことにより、新制度における概念と手続きは、2017年6月30日まで適用されていた間接税制度上のものから大幅に異なっている。

われわれは、GSTが導入されたことによる新しい概念や手続き上の変更が、どのような影響を日々のビジネスに与え得るのかについて議論を重ねてきた。

供給の概念の導入

「供給」の概念の導入は非常に重要な、GST税制下で導入された新規規定である。この概念は、従来用いられていた原産地課税主義に基づく間接税制度とは対照的に、仕向地課税主義に基づく消費に対する課税を基礎とするGST税制の中核となる概念である。「供給」には、販売、等価交換、移転、相互供給、リース、賃貸、サービスの輸入等が含まれる。

資産の譲渡およびサービスの提供時期と場所

GST制度の導入により「提供の時期」および「提供の場所」が、旧制度の「課税時点」および「サービスの供給地」といった概念に代わって導入されている。旧制度では「出荷日」、「販売日(製品の移転日)」、「課税時点」等のさまざまな概念があったが、これらは「提供の時期」に変更され、この「提供の時期」とは、請求書の発行日または提供者が支払を受領した日に基づくこととなった。

「提供の場所」という原則は、資産またはサービスが国内で提供されたか否かに基づくものである。これは資産の譲渡であれば資産の動きがインド国内であるか、またはサービスの提供であればサービスの提供者/受領者の所在地

がインド国内かどうかによって基準を分けて判定される。

企業は、理論的に「提供の時期および場所」概念の変更について理解するだけでなく、実際の商流にこれらの基準を当てはめて検討していく必要がある。

前段階税の突合

前段階税の突合はGST制度により新たに導入されたコンプライアンス義務である。提供者は自らが一定の課税期間内に行った資産の譲渡およびサービスの提供に関する申告を翌月の10日までにフォームGST R 1(課税期間とは、申告が対象とする期間であり、通常月次となっている)にて提出する。この申告内容は資産の譲受人またはサービスの受領者が提出するフォームGST R 2(翌月の15日まで)に記載する仮払税額の情報と一致しなければならない。

提供者と受領者がそれぞれ提出したフォームGST R 1とGST R 2の申告内容を基に、フォームGST R 2 AとフォームGST R 1 Aが自動的に作成される。

突合の結果、これらの申告に差異が生じた場合は、差異の発生原因を明らかにして、突合が終了した後初めて前段階税控除が認められるため、別途、フォームGST R 3の提出後、フォームGST MIS I、フォームGST MIS IIを提出しないと控除を受けることができない。

前受金にもGST課税

新GST制度では、資産の譲渡者が受領する前受金に対してGSTが課税されることとなった。前受金に係るGSTは前受金を受領した日に確定する。旧制度ではサービスの提供に際し受領した前受金にのみ課税されていた。

しかし、GST制度では、資産の譲渡に対し受領する前受金についても課税となるため、企業は前受金を受領した際に会計上GST債務を認識するように会計システムを構築する必要がある。

未登録者より購入した資産および役務に対するGST課税

GST制度では、原則として、資産の譲渡者およびサービスの提供者はGSTの納税義務者となり、それに関するコンプライアンスをすべて行うことが必要である。しかし、GST法上の例外として、GST登録者が未登録者から資産の譲渡または役務の提供を受けた場合、GST登録者がリバースチャージ制度によりGSTを納付の上、それに関するコンプライアンス義務が納税義務者である受領者側に発生する。

また、インド政府には、資産またはサービスの受領者に対し通知を行い、リバースチャージによりGSTの納付を求める権利がある。